

定 款

(2023年3月2日改正)

川崎重工業株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第2章 株式及び株主	2
第3章 株 主 総 会	4
第4章 取締役等及び取締役会	5
第5章 監査等委員会	8
第6章 会 計 監 査 人	8
第7章 計 算	9

川崎重工業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、川崎重工業株式会社と称する。

英文では、Kawasaki Heavy Industries, Ltd. と書く。

(所 在 地)

第 2 条 当会社は、本店を神戸市に置く。

(目 的)

第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 以下に掲げるもの及びその部品の設計、建造、製造、据付、修理、解体並びに販売及び賃貸借に関する事業
 - (1) 各種船舶、艦艇、海洋機器
 - (2) 各種航空機、宇宙機器、飛しょう体
 - (3) 各種車両、自動車
 - (4) 各種原動機
 - (5) 各種産業機械装置
 - (6) 各種機械器具装置
 - (7) 各種鉄構物、管槽製品
 - (8) 各種兵器
 - (9) 各種鋳造品、鍛造品
 - (10) 各種金属、合成樹脂、セラミックス、複合材料及びその加工品
 - (11) 各種医療機器
2. 土木建築に関する事業
3. 建設工事の設計、監理に関する事業
4. 電気、熱及びガスの供給に関する事業

5. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に関する事業
6. 前各号の事業に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売に関する事業
7. 不動産の売買、賃貸借及び管理に関する事業
8. コンピュータソフトウェア・ハードウェアの開発、販売に関する事業
9. 情報処理並びに通信に関する事業
10. 一般海運業及び海難救助に関する事業
11. 航空機を使用して行う事業
12. その他前各号に付帯関連する事業

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式 及 び 株 主

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、3億3千6百万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役である社長が、取締役会の決議に基づき、これを招集する。

② 前項の取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの代表取締役が、これに代わる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議 長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長又は会長が、取締役会の決定に従いこれにあたる。

② 取締役会で決定した議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

③ 議長は、株主総会の決議によって、会議の延期もしくは続行を行うことができる。この場合には、別に招集手続きを行うことを要しない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、株主総会において、議決権を有するほかの出席株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証明する委任状を差し出さなければならない。

第 4 章 取締役等及び取締役会

(定 員)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 12 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名を定めるほか、役付取締役を定めることができる。

(執行役員及び役付執行役員)

第24条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。

- ② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員1名を定めるほか、役付執行役員を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、取締役である社長がこれを招集し、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がその議長となる。

- ② 前項の取締役にそれぞれ欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、ほかの取締役が、これに代わる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

② 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の運営)

第 29 条 その他当会社の取締役会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 33 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の運営)

第 34 条 その他当会社の監査等委員会の運営に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(員 数)

第 35 条 当会社の会計監査人は 1 名とする。

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後最初に招集する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剩余金の配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(転換社債の転換の時期)

第 42 条 当会社の発行する転換社債の転換請求により、発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは、4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは、10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを行う。

(配当金の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

以 上